

原管発官 R4 第 180 号
令和 4 年 11 月 11 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小 早 川 智 明

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき，下記のとおり柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和 59 年 11 月 1 日付 59 資庁第 12588 号をもって認可を受け，昭和 60 年 6 月 20 日付 60 資庁第 7424 号，昭和 60 年 7 月 2 日付 60 資庁第 8744 号，昭和 60 年 9 月 18 日付 60 資庁第 11641 号，昭和 62 年 6 月 29 日付 62 資庁第 4304 号，昭和 63 年 2 月 4 日付 62 資庁第 16333 号，平成元年 3 月 31 日付元資庁第 3496 号，平成元年 6 月 27 日付元資庁第 6829 号，平成元年 11 月 7 日付元資庁第 13292 号，平成 2 年 3 月 23 日付 2 資庁第 1878 号，平成 3 年 11 月 1 日付 3 資庁第 11371 号，平成 4 年 9 月 25 日付 4 資庁第 9740 号，平成 5 年 5 月 17 日付 5 資庁第 1424 号，平成 5 年 9 月 22 日付 5 資庁第 9767 号，平成 7 年 2 月 23 日付 7 資庁第 1199 号，平成 7 年 9 月 5 日付 7 資庁第 8715 号，平成 7 年 11 月 22 日付 7 資庁第 11868 号，平成 8 年 6 月 14 日付 8 資庁第 6100 号，平成 8 年 6 月 25 日付 8 資庁第 7478 号，平成 8 年 9 月 25 日付 8 資庁第 9733 号，平成 9 年 1 月 31 日付平成 09・01・09 資第 08 号，平成 9 年 4 月 7 日付平成 09・03・13 資第 30 号，平成 9 年 9 月 30 日付平成 09・07・22 資第 16 号，平成 10 年 10 月 29 日付平成

10・09・04 資第 5 号, 平成 11 年 8 月 18 日付平成 11・07・23 資第 20 号, 平成 11 年 12 月 14 日付平成 11・11・05 資第 17 号, 平成 12 年 6 月 12 日付平成 12・05・19 資第 4 号, 平成 13 年 1 月 5 日付平成 12・08・31 資第 15 号, 平成 13 年 3 月 12 日付平成 13・02・15 原第 23 号, 平成 13 年 3 月 30 日付平成 13・03・23 原第 18 号, 平成 13 年 10 月 10 日付平成 13・09・11 原第 5 号, 平成 13 年 12 月 21 日付平成 13・12・06 原第 2 号, 平成 14 年 3 月 18 日付平成 14・02・22 原第 10 号, 平成 14 年 5 月 7 日付平成 14・03・28 原第 1 号, 平成 14 年 6 月 20 日付平成 14・06・05 原第 13 号, 平成 14 年 8 月 28 日付平成 14・07・12 原第 9 号, 平成 14 年 9 月 27 日付平成 14・08・29 原第 12 号, 平成 14 年 10 月 30 日付平成 14・10・18 原第 16 号, 平成 15 年 5 月 8 日付平成 15・04・07 原第 6 号, 平成 15 年 7 月 23 日付平成 15・06・30 原第 50 号, 平成 15 年 10 月 22 日付平成 15・09・25 原第 4 号, 平成 15 年 12 月 17 日付平成 15・11・17 原第 11 号, 平成 16 年 5 月 24 日付平成 15・12・24 原第 26 号, 平成 16 年 6 月 18 日付平成 16・05・28 原第 38 号, 平成 16 年 10 月 27 日付平成 16・08・27 原第 3 号, 平成 17 年 4 月 4 日付平成 17・03・16 原第 4 号, 平成 17 年 7 月 27 日付平成 17・07・12 原第 8 号, 平成 17 年 9 月 16 日付平成 17・09・01 原第 7 号, 平成 17 年 12 月 20 日付平成 17・12・06 原第 6 号, 平成 18 年 2 月 22 日付平成 18・01・27 原第 17 号, 平成 18 年 7 月 18 日付平成 18・06・30 原第 21 号, 平成 19 年 3 月 19 日付平成 19・03・05 原第 11 号, 平成 19 年 7 月 9 日付平成 19・06・22 原第 10 号, 平成 19 年 8 月 31 日付平成 19・07・31 原第 18 号, 平成 19 年 10 月 16 日付平成 19・09・28 原第 44 号, 平成 19 年 12 月 13 日付平成 19・09・28 原第 40 号, 平成 19 年 12 月 13 日付平成 19・11・30 原第 15 号, 平成 19 年 12 月 25 日付平成 19・12・14 原第 11 号, 平成 20 年 4 月 17 日付平成 20・04・03 原第 14 号, 平成 20 年 6 月 17 日付平成 20・05・29 原第 19 号, 平成 20 年 8 月 22 日付平成 20・07・11 原第 28 号, 平成 20 年 10 月 24 日付平成 20・10・10 原第 8 号, 平成 20 年 12 月 12 日付平成 20・10・31 原第 14 号, 平成 21 年 2 月 12 日付平成 21・01・28 原第 12 号, 平成 21 年 11 月 25 日付平成 21・10・30 原第 11 号, 平成 22 年 1 月 22 日付平成 21・12・16 原第 9 号, 平成 22 年 6 月 14 日付平成 22・05・26 原第 3 号, 平成 23 年 5 月 6 日付平成 23・04・08 原第 31 号, 平成 23 年 5 月 11 日付平成 23・04・21 原第 7 号, 平成 23 年 11 月 18 日付平成 23・10・07 原第 34 号, 平成 24 年 1 月 13 日付平成 23・12・13 原第 16 号, 平成 24 年 9 月 6 日付 20120720 原第 27 号, 平成 25 年 7 月 5 日付原管 B 発第 1307054 号, 平成 25 年 8 月 12 日付原管 B 発第 1308121 号, 平成 25 年 12 月 11 日付原管 B 発第 1312111 号, 平成 26 年 12 月 5 日付原規規発第 1412052 号, 平成 27 年 6 月 12 日付原規規発第 1506123 号, 平成 27 年 9 月 14 日付原規規発第 1509142 号, 平成 28 年 1 月 7 日付原規規発第 1601078 号, 平成 28 年 3 月 3 日付原規規発第 1603034 号, 平成 28 年 3 月 24 日付原規規発第 16032418 号, 平成 28 年 12 月 5 日付原規規発第 1612052 号, 平成 30 年 9 月 19 日付原規規発第 18091910 号, 令和 2 年 2 月 27 日付原規規発第 2002272 号, 令和 2 年 5 月 26 日付原規規発第 2005265 号, 令和 2 年 7 月 17 日付原規規発第 2007171 号, 令和 2 年 8 月 28 日付原規規発第 2008283 号, 令和 2 年 10 月 30 日

付原規規発第 2010305 号，令和 4 年 5 月 11 日付原規規発第 2205116 号及び令和 4 年 8 月 22 日付原規規発第 2208226 号で変更認可を受けた柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を，別添の柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし，下線は含まない。）。

2. 変更の理由

(1) 受動形個人線量計の導入に伴う変更

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正に伴い，受動形個人線量計を導入し，外部被ばくの個人線量評価を実施する。

本変更に伴い，関連する次の条文の変更を行う。

- ・ 第 1 0 3 条（放射線計測器類の管理）

(2) 組織体制の見直しに伴う変更

安全対策に係る工事を行う発電所組織として，第二保全部内に安全施設工事プロジェクトグループを新設する。

本変更に伴い，関連する次の条文の変更を行う。

- ・ 第 4 条（保安に関する組織）
- ・ 第 5 条（保安に関する職務）

3. 施行期日

この規定の施行期日は，以下のとおりとする。

- (1) 第 4 条及び第 5 条については，原子力規制委員会の認可を受けた後，当社が定める日から施行する。
- (2) 第 1 0 3 条については，原子力規制委員会の認可を受けた後，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

別 添

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p data-bbox="537 239 890 279">第3章 体制及び評価</p> <p data-bbox="112 327 373 359">第1節 保安管理体制</p> <p data-bbox="127 407 359 438">(保安に関する組織)</p> <p data-bbox="112 449 831 480">第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p>	<p data-bbox="1804 239 2157 279">第3章 体制及び評価</p> <p data-bbox="1374 327 1635 359">第1節 保安管理体制</p> <p data-bbox="1389 407 1620 438">(保安に関する組織)</p> <p data-bbox="1374 449 2092 480">第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p>	<p data-bbox="2635 258 2742 327">本ページ 変更なし</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

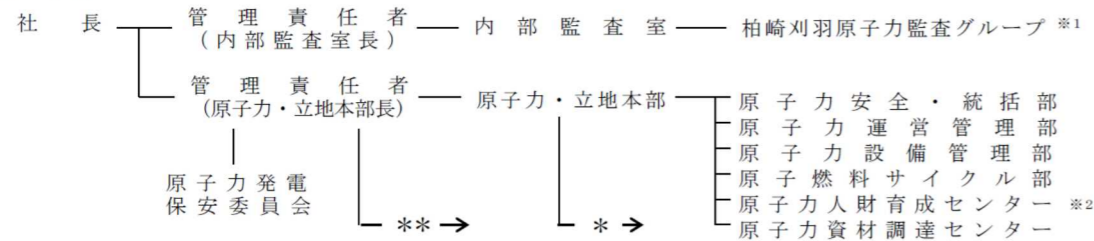
変更前

変更後

備考

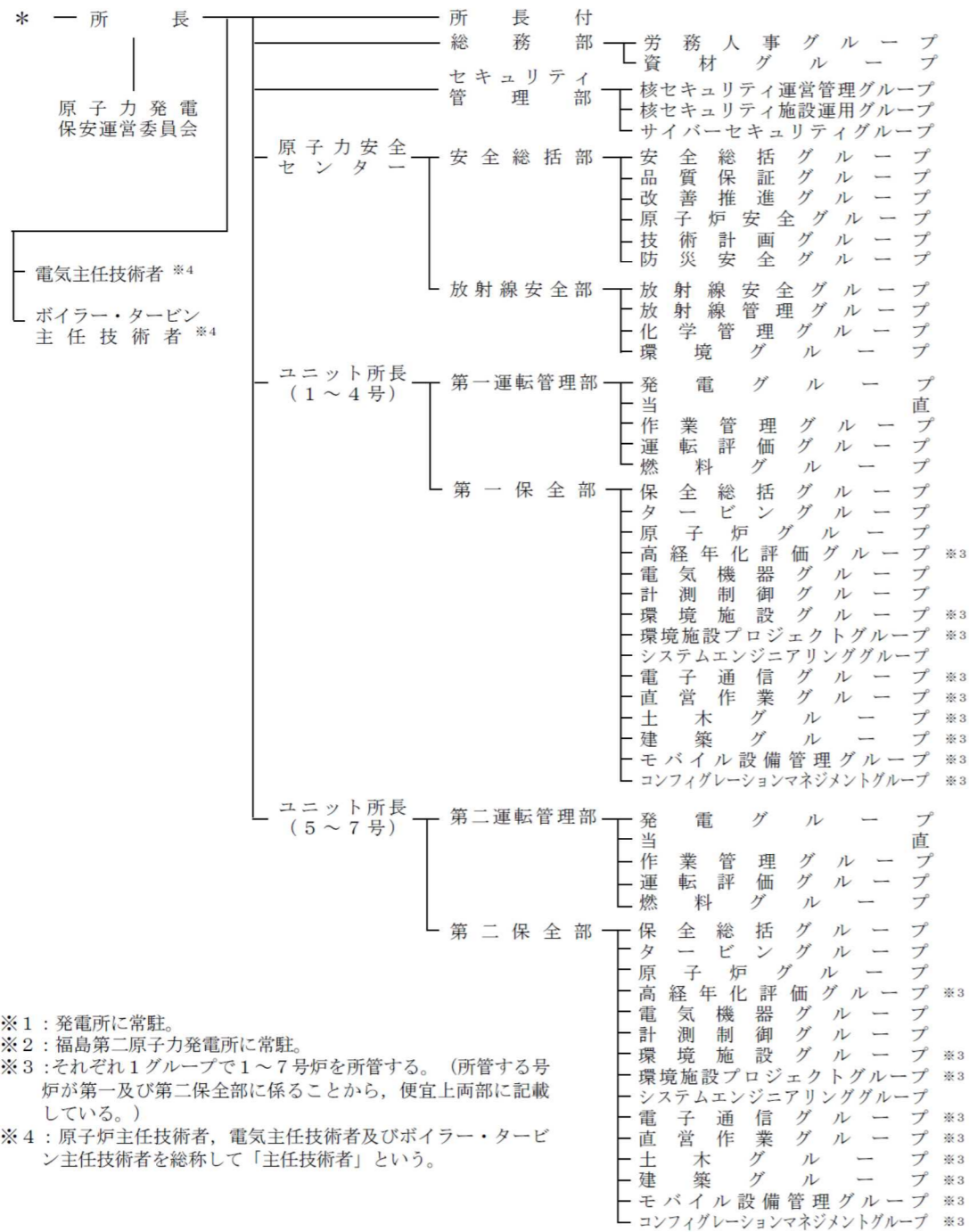
図4

【本社】



【柏崎刈羽原子力発電所】

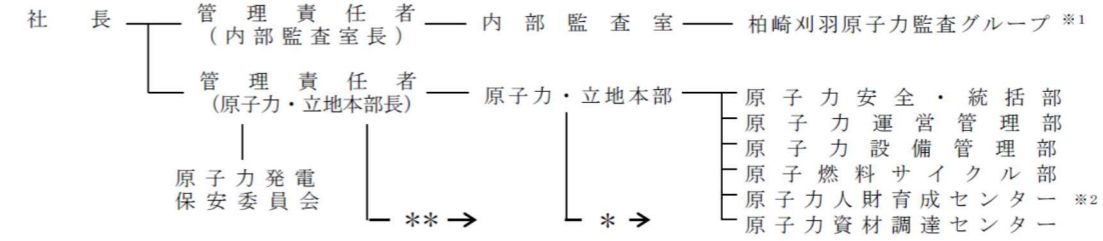
** - 原子炉主任技術者 *4



- ※1：発電所に常駐。
- ※2：福島第二原子力発電所に常駐。
- ※3：それぞれ1グループで1～7号炉を所管する。(所管する号炉が第一及び第二保全部に係ることから、便宜上両部に記載している。)
- ※4：原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を総称して「主任技術者」という。

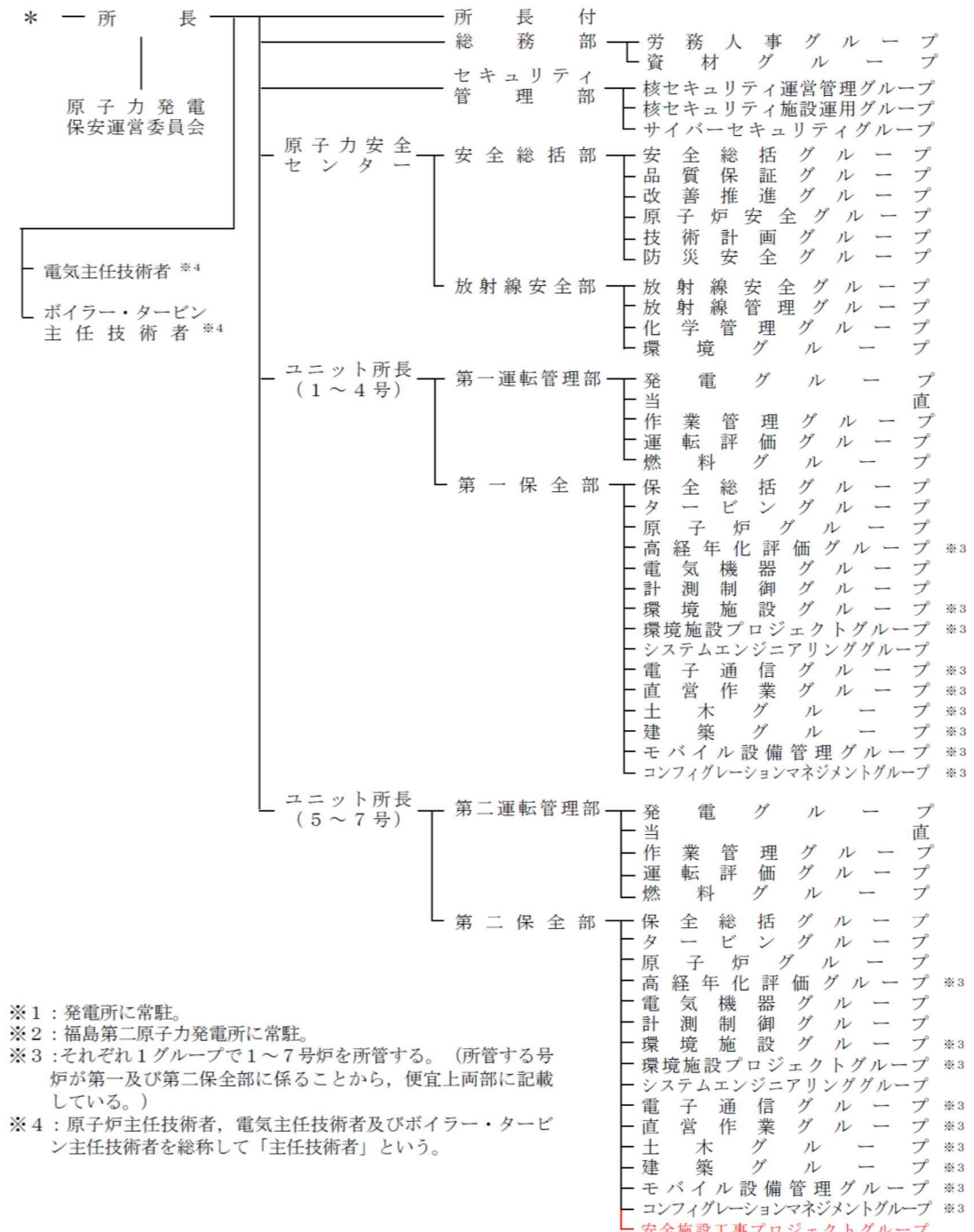
図4

【本社】



【柏崎刈羽原子力発電所】

** - 原子炉主任技術者 *4



- ※1：発電所に常駐。
- ※2：福島第二原子力発電所に常駐。
- ※3：それぞれ1グループで1～7号炉を所管する。(所管する号炉が第一及び第二保全部に係ることから、便宜上両部に記載している。)
- ※4：原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を総称して「主任技術者」という。

組織体制の見直しに伴う変更

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>(37) コンフィグレーションマネジメントグループは、発電所における設計管理及び構成管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(38) 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>(37) コンフィグレーションマネジメントグループは、発電所における設計管理及び構成管理の総括に関する業務を行う。</p> <p><u>(38) 安全施設工事プロジェクトグループは、安全施設に係る施設管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(39) 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>(省略)</p>	<p>組織体制の見直しに伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																																																																															
<p style="text-align: center;">第7章 放射線管理</p> <p>(中略)</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第103条 各GMは、表103及び表66-15の66-15-1監視測定設備に定める放射線計測器類について、各表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表103</p> <table border="1" data-bbox="112 646 1172 1150"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 被ばく管理用計測器</td> <td><u>電子式線量計</u></td> <td><u>放射線安全GM</u></td> <td><u>1式</u></td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2. 放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>化学管理GM</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>放射線安全GM</td> <td>9台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td>296台^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：表91の試料放射能測定装置と共用 ※2：管理区域外測定用の14台を含む。</p> <p>(省略)</p>	分類	計測器種類	所管GM	数量	1. 被ばく管理用計測器	<u>電子式線量計</u>	<u>放射線安全GM</u>	<u>1式</u>	ホールボディカウンタ	放射線安全GM	1台	2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線安全GM	8台	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線安全GM	8台	退出モニタ	放射線安全GM	7台	試料放射能測定装置	化学管理GM	1台 ^{※1}	集積線量計	放射線安全GM	1式	3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線安全GM	9台	エリアモニタ	計測制御GM	296台 ^{※2}	4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線安全GM	1台	積算線量計測定装置	放射線安全GM	1台	<p style="text-align: center;">第7章 放射線管理</p> <p>(中略)</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第103条 各GMは、表103及び表66-15の66-15-1監視測定設備に定める放射線計測器類について、各表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表103</p> <table border="1" data-bbox="1374 646 2433 1150"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2. 放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>化学管理GM</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>放射線安全GM</td> <td>9台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td>296台^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：表91の試料放射能測定装置と共用。 ※2：管理区域外測定用の14台を含む。</p> <p>(省略)</p>	分類	計測器種類	所管GM	数量	1. 被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線安全GM	1台	2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線安全GM	8台	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線安全GM	8台	退出モニタ	放射線安全GM	7台	試料放射能測定装置	化学管理GM	1台 ^{※1}	集積線量計	放射線安全GM	1式	3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線安全GM	9台	エリアモニタ	計測制御GM	296台 ^{※2}	4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線安全GM	1台	積算線量計測定装置	放射線安全GM	1台	<p>受動形個人線量計の導入に伴う変更</p>
分類	計測器種類	所管GM	数量																																																																														
1. 被ばく管理用計測器	<u>電子式線量計</u>	<u>放射線安全GM</u>	<u>1式</u>																																																																														
	ホールボディカウンタ	放射線安全GM	1台																																																																														
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線安全GM	8台																																																																														
	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線安全GM	8台																																																																														
	退出モニタ	放射線安全GM	7台																																																																														
	試料放射能測定装置	化学管理GM	1台 ^{※1}																																																																														
	集積線量計	放射線安全GM	1式																																																																														
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線安全GM	9台																																																																														
	エリアモニタ	計測制御GM	296台 ^{※2}																																																																														
4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線安全GM	1台																																																																														
	積算線量計測定装置	放射線安全GM	1台																																																																														
分類	計測器種類	所管GM	数量																																																																														
1. 被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線安全GM	1台																																																																														
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線安全GM	8台																																																																														
	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線安全GM	8台																																																																														
	退出モニタ	放射線安全GM	7台																																																																														
	試料放射能測定装置	化学管理GM	1台 ^{※1}																																																																														
	集積線量計	放射線安全GM	1式																																																																														
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線安全GM	9台																																																																														
	エリアモニタ	計測制御GM	296台 ^{※2}																																																																														
4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線安全GM	1台																																																																														
	積算線量計測定装置	放射線安全GM	1台																																																																														

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和4年8月22日 原規規発第2208226号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和4年9月1日から施行する。</u> 2. 本規定施行の際、規定の適用については、附則（令和2年10月30日 原規規発第2010305号）で定めるところによる。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（令和 年 月 日 原規規発第 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>この規定の施行期日は、以下のとおりとする。</u> <u>（1）第4条及び第5条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。</u> <u>（2）第103条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>附則（令和4年8月22日 原規規発第2208226号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 本規定施行の際、規定の適用については、附則（令和2年10月30日 原規規発第2010305号）で定めるところによる。</p> <p>（省略）</p>	<p>組織体制の見直しに伴う変更</p> <p>受動形個人線量計の導入に伴う変更</p>